

**令和2年度**

**坂戸市立図書館協議会委員**

**応募要領**

**坂戸市立図書館**

## 坂戸市立図書館協議会委員応募要領

坂戸市立図書館協議会は、図書館の適正な運営を図るため、坂戸市立図書館協議会設置条例に基づき設置されています。

今回の募集は、図書館協議会委員の任期満了に伴い、坂戸市市民参加条例第12条第1項に基づいて、図書館協議会委員1名を募集しようとするものです。

募集内容については、以下のとおりですので、よくお読みになってから応募してください。

### 1 応募資格

- ・ 応募日現在、家庭教育の向上に資する活動をしている方で、本市に引き続き1年以上住所を有する20歳以上の方。もしくは本市に在勤し、又は在学する20歳以上の方。

※ ただし、次の方は応募できません。

- ・ 応募日現在において、本市の他の附属機関等の委員になっている方
- ・ 政党役員又は政党職員

### 2 募集人員 1名

(任期：令和2年7月1日から令和4年6月30日まで)

### 3 応募方法

添付の応募申込書に必要事項を記入し、作文と一緒に坂戸市立中央図書館まで直接又は郵送で提出してください。

- 作文のテーマ 「家庭教育における図書館の役割」
- 作文の文字数 800字以内（作文のテーマも含む。）
- 作文用紙 400字詰め原稿用紙 2枚以内

用紙は縦長で使用し、文章は横書きとしてください。

※ 応募された作文は市に帰属するものとし、返還はいたしません。

- 令和2年5月1日号の広報さかど及び市のホームページに掲載。  
市のホームページから応募要領、応募申込書及び原稿用紙をダウンロードすることができます。

### 4 応募締切 令和2年5月20日（水）※必着とします。

### 5 選考方法

提出された作文を坂戸市附属機関等委員公募選考委員会で審査のうえ決定します。

## 6 選考結果

選考結果については、決定後、応募者全員へ通知します。

## 7 その他

- (1) 応募申込書及び作文は委員選考の審査のみに利用するものとし、他の事務等への利用及び公表は行いません。ただし、委員に決定されることとなる方の氏名は、公表するものとします。
- (2) 御不明な点は、坂戸市立中央図書館までお問い合わせください。

〈問い合わせ先〉

坂戸市立中央図書館

住 所 〒350-0227

坂戸市仲町1番23号

電 話 049-281-6369

FAX 049-284-8588

## 【参 考】

### 1 坂戸市立図書館協議会委員の構成（平成30年7月1日現在）

- |                       |    |
|-----------------------|----|
| (1) 学識経験者             | 3名 |
| (2) 学校教育関係者           | 2名 |
| (3) 社会教育関係者           | 2名 |
| (4) 家庭教育の向上に資する活動を行う者 | 3名 |

### 2 坂戸市立図書館協議会の事務

坂戸市立図書館協議会は、図書館の適正な運営を図るため、図書館法第14条1項に基づき設置されております。

図書館の運営に関し、図書館長の諮問に応ずるとともに、図書館の行う図書館奉仕につき、図書館長に対して意見を述べることができます。

### 3 坂戸市立図書館協議会報酬等

報 酬（日額） 委員長 5,500円、 委員 5,000円

費用弁償（日額） 1,000円

定例会年4回開催